

## 市第 175 号議案

### 横浜市行政手続条例の一部改正

#### 《本件改正の背景》

平成 26 年 6 月に、「行政手続法」及び「行政不服審査法」が改正されました。行政手続法は行政処分や行政指導をする際の手続等を定めたもので、行政不服審査法は行政処分に不服がある場合の審査請求手続を定めたものです。

これら一連の法改正は、行政処分に係る事前・事後の手続を拡充することで、国民の権利利益救済を一層強化することを目的としたものです。

今回は、このうち平成 27 年 4 月に施行される行政手続法改正に伴う条例改正についてお諮りします。

なお、行政不服審査法改正により、審理の中立性・公正性を担保するため、市長が審査請求に対して裁決するに先立ち、附属機関に諮問すべきこと等が定められました。この改正は平成 28 年 4 月に施行見込みのため、附属機関設置条例等につきましては、関係政令を確認した上で改めてお諮りします。

#### 《議案の概要》

行政手続法が改正され、3つの手続が定められました。

自治体とする処分（条例・規則に根拠があるものに限る。）及び行政指導には同法は適用されませんが、自治体には同法の趣旨にのっとり必要な措置を講じる努力義務があるため、横浜市行政手続条例を同趣旨に改正します。

#### 1 行政指導の方式（第 34 条第 2 項）

許可の基準を満たさない申請がなされた場合や、既に許可を受けている者に違反状態がある場合に、「このままでは不許可、又は許可の取消しをせざるを得ないので改めてください」等と、許認可権限を行使できることを示して行政指導をするときは、その根拠規定等を提示しなければならないこととします。

## 2 行政指導の中止等の求め（第 35 条の 2）

法令違反の是正を求める行政指導のうち、「法律・条例に根拠がある指導」を受けている者は、指導が法定要件に適合しないと考えるときは、市長等にその旨を申し出て、指導の中止等の措置を求めることができることとします。

申出を受けた場合は、必要な調査を行い、指導が法定要件に適合しないと認めるときは、中止等の措置を講じなければならないこととします。

### ※「法律・条例に根拠がある指導」の例

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例  
(改善勧告及び公表)

第 21 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第 18 条第 1 項、第 19 条又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者に対し、改善その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

## 3 処分等の求め（第 37 条の 2）

法令違反があり、その是正のための処分（条例・規則に根拠があるものに限る。）又は行政指導（法律・条例に根拠があるものに限る。）がなされていないと考えた場合は、何人も、市長等にその旨を申し出て、処分等をするよう求めることができることとします。

申出を受けた場合は、必要な調査を行い、必要があると認めるときは処分等をしなければならないこととします。

なお、法律・政省令に根拠がある処分については、自治体においても行政手続法が適用されるので、同法に基づき求めることができます。

## 4 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日（改正法の施行日に合わせます。）

※本件改正による条項のずれを解消するため、横浜市市税条例を改正します（附則第 2 項）。